

香取市グループホーム家賃負担軽減助成制度について

香取市では、グループホームに入所している方で、一定の要件を満たす方に対し、家賃の一部を助成しています。
助成を受けるためには、申請が必要です。

■対象となる方

助成の対象となる方は、次の要件すべてに該当する方です。

- 1 市町村民税非課税世帯であること（配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること）
- 2 預貯金、有価証券、現金等の合計額が、一定の金額以下※であること ※「■助成額」→「預貯金等の資産の状況」参照

■助成額

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	助成額（月額）	入・退所等で一月に満たない場合（日額）
1	市町村民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	12,000円	390円
2	市町村民税非課税世帯 合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	8,000円	260円
3	市町村民税非課税世帯 合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	5,000円	160円
4	市町村民税非課税世帯 合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	3,000円	100円

※非課税年金（遺族年金・障害年金等）も収入として算定します。

※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）は、区分に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば、対象となります。

■申請に必要な書類

- 1 香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定申請書
 - 2 グループホームとの利用契約書、重要事項説明書 ※写しを持参する場合は、以下の記載のあるページが必要です
 - ・契約書「表紙、被保険者氏名、入所日、署名押印」があるページ
 - ・重要事項説明書「表紙、家賃の金額、署名押印」があるページ
 - 3 預貯金の通帳（すべての預貯金が対象です） ※写しを持参する場合は、以下の記載があるページが必要です
「銀行名、支店名、口座番号、口座名義人、普通・定期最終残高、直近の年金の受取」があるページ
申請日から2ヶ月以内に記帳した通帳をお持ちください。
 - 4 有価証券（株式・国債・地方債・社債等）は、証券会社や銀行の口座残高証明書
 - 5 投資信託は、銀行や信託銀行や証券会社等の口座残高証明書
 - 6 非課税年金の年金支払通知書
- ※3・4・5は、配偶者がいる場合は、配偶者名義のものも必要です

■助成期間

毎年8月1日から翌年度の7月31日までの1年間です。

但し、初めて申請される方は、申請書提出日から最初に迎える7月31日までです。

引き続き、助成を希望される方は、毎年7月末日までに申請書類の提出が必要です。

■助成方法

助成認定後、「香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定通知書」を申請者へ郵送しますので、グループホームへ提示してください。助成額を減額した家賃が、グループホームから請求されます。助成額が市から被保険者に支払われることはありません。

《問い合わせ先》 〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 福祉健康部 高齢者福祉課 保険管理班 TEL 0478 (50) 1208